

令和8年度 市県民税の申告の手引き

◎ 市県民税の申告について

市県民税の申告につきましては、毎年御協力をいただき厚くお礼申し上げます。本年も申告の時期になりましたので申告書をお送りします。申告にあたっては、この手引きをよくお読みになり、同封の申告書に記入の上、提出してください。

市県民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、宇部市に居住し、次に該当する人は申告が必要です。

1. 前年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に営業等・農業・不動産・その他の所得のある人
2. 給与所得者のうち、次のような人
 - (1) 給与所得以外に所得のあった人又は2箇所以上から給与を受けていた人で確定申告の必要のない人
 - (2) 給与が日給等で源泉徴収をしない事業所に勤務している人
(注) 該当する場合は、申告書裏面の「給与所得」の欄に内訳を御記入ください。
 - (3) 退職などにより年末調整が済んでいない給与所得がある人
 - (4) 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受けようとする人
3. 公的年金等の受給者のうち、次のような人
 - (1) 公的年金等の収入金額400万円以下、かつ、その他の所得金額20万円以下の人など、確定申告の必要のない人
 - (2) 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除などを受けようとする人

※前年中に収入がなかった人は、「前年中に収入がなかった人の記入欄」の「収入なし」を○で囲み、その理由を選択してください。

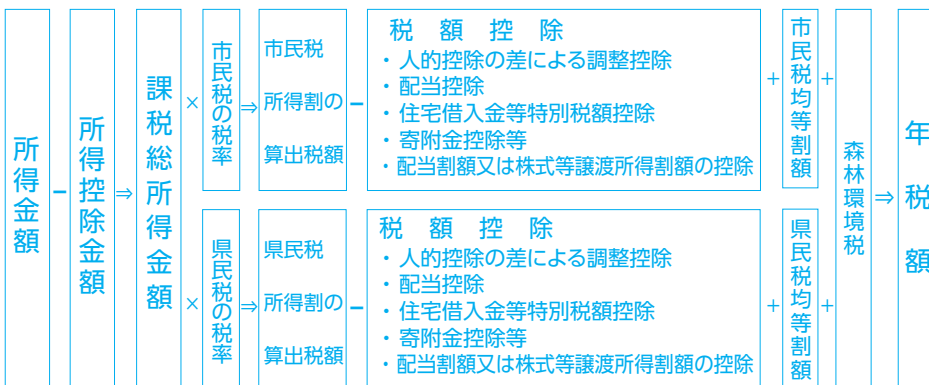
※土地の譲渡等に係る分離所得がある場合は、送付しました申告書で対応できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告をする必要はありません。

市県民税の申告に必要なもの

1. 市民税・県民税申告書
2. マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない人は、マイナンバーを確認できる書類+運転免許証などの本人確認書類
3. 給与所得のある人は、源泉徴収票又は給与支払証明書（明細書）
4. 公的年金等の雑所得のある人は、公的年金等の源泉徴収票
5. 一時所得（生命保険契約等の満期金など）や公的年金以外の雑所得（生命保険契約等による年金など）のある人は、その支払いを証明する書類
6. 事業所得・不動産所得のある人は、所得の収支内訳書
7. 所得控除を受けるために必要な証明書（国民健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など）
8. 障害者控除を受ける人は、障害者手帳等又は障害者控除対象者認定書
9. 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書
※医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。
10. 扶養控除等の対象になる国外居住親族には書類の提出が必要となりましたので、事前にお問い合わせください。
(注) 代理人が申告される場合は、委任状等の代理権確認資料と代理人の本人確認資料が必要です。

◎ 税額の算出方法（分離譲渡、山林、退職等の所得のある場合を除きます。）



● 税率

	市民税	県民税	国税
所得割	6%	4%	
均等割	3,000円	1,500円	
森林環境税			1,000円

※県民税均等割額のうち500円は「やまぐち森林づくり県民税」として負担していただくものです。

※森林環境税は、令和6年度から課税される国税であり、市において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税されます。

(注) 以上は、現行の「地方税法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づいています。

◎ 1 収入金額等・2 所得金額

<p>事業(営業等) (1-ア、2-①、裏面7)…申告書記載欄(以下同様)</p> <p>事業等から生ずる所得です(農業、不動産業以外)。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた金額です。</p>	<p>給与 (1-カ、2-⑥、裏面6)</p> <p>会社などへ勤めている人、日給として賃金を受けている人の所得です。所得金額は収入金額に応じて、下表により計算します。◎所得金額調整控除の該当者は、控除後の金額を2-⑥へ記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額の合計 [A]</th> <th colspan="2">給与所得金額</th> </tr> <tr> <td>1円 ~ 650,999円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円 ~ 1,899,999円</td> <td>[A]</td> <td>- 650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円 ~ 3,599,999円</td> <td>[A]÷4 の算出金額 [B] (千円未満の端数を切り捨てた額)</td> <td>[B]×2.8- 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円 ~ 6,599,999円</td> <td></td> <td>[B]×3.2- 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円 ~ 8,499,999円</td> <td></td> <td>[A]×0.9- 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円 ~</td> <td></td> <td>[A] - 1,950,000円</td> </tr> </table>	給与等の収入金額の合計 [A]	給与所得金額		1円 ~ 650,999円		0円	651,000円 ~ 1,899,999円	[A]	- 650,000円	1,900,000円 ~ 3,599,999円	[A]÷4 の算出金額 [B] (千円未満の端数を切り捨てた額)	[B]×2.8- 80,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円		[B]×3.2- 440,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円		[A]×0.9- 1,100,000円	8,500,000円 ~		[A] - 1,950,000円
給与等の収入金額の合計 [A]	給与所得金額																					
1円 ~ 650,999円		0円																				
651,000円 ~ 1,899,999円	[A]	- 650,000円																				
1,900,000円 ~ 3,599,999円	[A]÷4 の算出金額 [B] (千円未満の端数を切り捨てた額)	[B]×2.8- 80,000円																				
3,600,000円 ~ 6,599,999円		[B]×3.2- 440,000円																				
6,600,000円 ~ 8,499,999円		[A]×0.9- 1,100,000円																				
8,500,000円 ~		[A] - 1,950,000円																				
<p>事業(農業) (1-イ、2-②、裏面7)</p> <p>農産物の生産等から生ずる所得です。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた金額です。</p>																						
<p>不動産 (1-ウ、2-③、裏面7)</p> <p>地代、家賃、貸間代、土地・家屋の権利金などの所得です。所得金額は収入金額から必要経費を差し引いた金額です。</p>																						
<p>利子 (1-エ、2-④)</p> <p>社債の利子、定期預金の利子、貸付信託の分配金などの所得です。源泉分離課税が適用された利子は、申告をする必要がありません。収入金額がそのまま所得になります。</p>																						
<p>配当 (1-オ、2-⑤、裏面8)</p> <p>株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配などの所得です。※令和6年度から上場株式等の配当所得等は所得税と個人住民税で異なる課税方式が選択できなくなりました。(住民税のみ申告不要とすることができなくなりました。)</p>																						

雑 公的年金等 (1-キ、2-⑦)

恩給、年金を受けている人の所得です。所得金額は、公的年金等の収入金額の合計と公的年金等の所得金額以外の所得に係る合計所得金額に応じて、下表により計算します。※遺族年金、障害年金等は非課税所得であるため、公的年金等の雑所得には該当しません。

年齢	公的年金等の収入金額の合計[A]	公的年金等の所得金額		
		公的年金等の所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 生年月日が 昭和36年1月2日 以後	1円 ~ 1,299,999円	[A] - 600,000円	[A] - 500,000円	[A] - 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	[A] × 0.75 - 275,000円	[A] × 0.75 - 175,000円	[A] × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	[A] × 0.85 - 685,000円	[A] × 0.85 - 585,000円	[A] × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	[A] × 0.95 - 1,455,000円	[A] × 0.95 - 1,355,000円	[A] × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	[A] - 1,955,000円	[A] - 1,855,000円	[A] - 1,755,000円
65歳以上 生年月日が 昭和36年1月1日 以前	1円 ~ 3,299,999円	[A] - 1,100,000円	[A] - 1,000,000円	[A] - 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	[A] × 0.75 - 275,000円	[A] × 0.75 - 175,000円	[A] × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	[A] × 0.85 - 685,000円	[A] × 0.85 - 585,000円	[A] × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	[A] × 0.95 - 1,455,000円	[A] × 0.95 - 1,355,000円	[A] × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	[A] - 1,955,000円	[A] - 1,855,000円	[A] - 1,755,000円

雑 業務・その他 (1-フ、1-ケ、2-⑧、2-⑨、裏面9)

原稿料、生命保険契約等に基づく個人年金などで、他の所得区分にあてはまらない所得です。所得金額はそれぞれ収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

- ・業務：副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの
- ・その他：生命保険の年金等、業務以外のもの

総合譲渡 (1-コ、1-サ、2-⑩、裏面10)

機械、船舶、車両、漁業権、ゴルフ会員権、書画、骨董などの資産を譲渡して得た所得です。所有期間が5年以下の場合は短期譲渡、5年を超えると長期譲渡になります。裏面10の表を使って収入金額及び所得金額を計算してください。特別控除額は短期と長期合わせて50万円までで、短期、長期の順に引きます(収入金額-必要経費が50万円未満の場合は、その金額が上限となります)。

一時 (1-シ、2-⑪、裏面10) …2-⑪は合算した金額

生命保険契約等による満期金、競馬等の払戻金などの所得です。裏面10の表を使って収入金額及び所得金額を計算してください。特別控除額は50万円までです(収入金額-必要経費が50万円未満の場合は、その金額が上限となります)。

◎所得金額調整控除について(裏面15)

(1)もしくは(2)に該当する場合、計算した金額を給与所得から控除します。

(1)給与等の収入が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当する
- ②23歳未満の扶養親族を有する
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{【控除額】} = \text{給与収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円)} - 850\text{万円} \times 10\%$$

(2)給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合

$$\text{【控除額】} = \{ \text{給与所得金額 (10万円を超える場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)} \} - 10\text{万円}$$

※(1)(2)のどちらにも該当する場合、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。

◎ 3 所得から差し引かれる金額に関する事項・4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 (3-⑬、4-⑬)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険料・後期高齢者保険料・国民年金・任意継続保険料・介護保険料等)を支払った場合には、支払額の全額が控除されます。★**証明書が必要**です。※あなたと生計を一にする親族が受け取る年金から直接差し引かれる社会保険料はあなたの控除の対象になりません。

小規模企業共済等掛金控除 (4-⑭)

前年中に次の掛金を支払った場合には、全額が控除されます。①小規模企業共済法の規定によって独立行政法人中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約の掛金(ただし、旧第二種共済契約を除く)、②確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、③心身障害者扶養共済掛金。★**証明書が必要**です。

生命保険料控除 (3-⑮、4-⑮)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った一般の生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料がある場合には、下記の金額が控除されます。★**証明書が必要**です。

【控除額】①、②の表を用いて算出される3種類の生命保険料控除(一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除)の合計(最高7万円)。

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新契約) ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

支払保険料の金額[A]	控除額	支払保険料の金額[A]	控除額
12,000円以下	[A] 円	15,000円以下	[A] 円
12,001円 ~ 32,000円	[A] × 1/2 + 6,000円	15,001円 ~ 40,000円	[A] × 1/2 + 7,500円
32,001円 ~ 56,000円	[A] × 1/4 + 14,000円	40,001円 ~ 70,000円	[A] × 1/4 + 17,500円
56,001円 ~	一律 28,000円	70,001円 ~	一律 35,000円

※介護医療保険はすべて新契約の表で計算してください。

※新旧両方の契約がある場合、新契約と旧契約で算定した金額の合計額(適用限度額2万8千円)又は旧契約で算定した金額(適用限度額3万5千円)のいずれか大きい方の金額が控除額となります。

地震保険料控除 (3-16、4-16)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った地震保険料や旧長期損害保険料がある場合には、下記の金額が控除されます。

★**証明書が必要です。**

【控除額】地震保険料と旧長期損害保険料について、それぞれ次の表によって求めた金額(最高2万5千元)。ただし、一つの保険契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか一方の選択となります。

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払保険料の金額[A]	控除額	支払保険料の金額[A]	控除額
50,000円以下	[A]×1/2	5,000円以下	[A]
		5,001円～15,000円	[A]×1/2 + 2,500円
50,001円以上	一律 25,000円	15,001円以上	一律 10,000円

寡婦控除・ひとり親控除 (3-17、3-18、4-17～18)

あなたの合計所得金額が500万円以下であり、下記の表に該当する場合、①もしくは②の控除が受けられます。

扶養親族の有無	婚姻状況					
	死別		離別		未婚	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
「子」有り	①	①	①	①	①	①
「子以外」有り	②	—	②	—	—	—
無し	②	—	—	—	—	—

- ①…ひとり親控除 【控除額】 300,000円
※婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が58万円以下)を有する単身者
- ②…寡婦控除 【控除額】 260,000円
※①、②のいずれについても、続柄が「未届」の場合は対象外です。

勤労学生控除 (3-19、4-19)

学生・生徒で、所得の合計額が85万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合には、控除が受けられます。学校名を記入してください。★**学生証等の提示又は写しの添付が必要です。**

【控除額】 260,000円

障害者控除 (3-20、4-20)

あなたやあなたの扶養親族が障害者である場合には、控除が受けられます。氏名、障害の程度を記入してください。16歳未満の扶養親族、同一生計配偶者も控除対象です。

【控除額】 260,000円
特別障害者については、300,000円
同居特別障害者については、530,000円

※特別障害者とは、身体障害者手帳に一級又は二級と記載されている人、精神障害者保健福祉手帳に一級と記載されている人、重度の知的障害者と判定された人などが該当します。

配偶者控除 (3-21、4-21)

所得の合計額が58万円以下の配偶者を有する場合、下記の表のとおり控除が適用されます。※同一生計配偶者(老人)は昭和31年1月1日以前に生まれた人が対象です。

【控除額】

	納税義務者の合計所得			
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
同一生計配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	0円
同一生計配偶者(老人)	380,000円	260,000円	130,000円	0円

配偶者特別控除 (3-22、4-22)

あなたの所得の合計額が1,000万円以下の場合、あなたの所得の合計額と生計を一にする配偶者の所得の合計額に応じて下記の表により控除が受けられます。配偶者の氏名、合計所得金額等を記入してください。

【控除額】

配偶者の所得の合計額	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下
580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

扶養控除 (3-23、4-23、裏面12)

所得の合計額が58万円以下の生計を一にする親族(配偶者を除きます)を有する場合には、控除が受けられます。

【控除額】 下記の①～③の区分による金額

- ① 次の②、③以外の控除対象扶養親族1人につき 330,000円
- ② 特定扶養親族1人につき 450,000円
(平成15年1月2日～平成19年1月1日の間に生まれた人)
- ③ 老人扶養親族1人につき(昭和31年1月1日以前に生まれた人)
ア 同居老親等に該当する場合 450,000円
イ 同居老親等に該当しない場合 380,000円

※16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以降に生まれた人)については控除対象外となります。しかし、非課税基準の算定等に用いますので、16歳未満の扶養親族の欄に該当者氏名を記入してください。

特定親族特別控除 (3-24、4-24)

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の親族等がいる場合に下記の表により控除を受けられます。該当者の氏名、下表の控除額等を記入し、「特親」の欄に○をしてください。

【控除額】

特定親族の合計所得金額	控除額
580,001円～950,000円	450,000円
950,001円～1,000,000円	410,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	210,000円
1,100,001円～1,150,000円	110,000円
1,150,001円～1,200,000円	60,000円
1,200,001円～1,230,000円	30,000円

基礎控除 (4-25)

表のとおり、あなたの合計所得金額に応じた金額が控除されます。

合計所得金額	控除額
1円～24,000,000円	430,000円
24,000,001円～24,500,000円	290,000円
24,500,001円～25,000,000円	150,000円
25,000,001円～	0円

雑損控除 (裏面3-27、4-27)

あなたやあなたの扶養親族が有する資産について前年中に災害や盗難等による損害があった場合には、下記のいずれかが多い金額が控除されます。

★**損害の証明書等が必要です。**

- 【控除額】 ① (損失額－保険等により補填された金額)－所得の合計額の10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

医療費控除 (3-28、4-28)

あなたやあなたと生計を一にする親族のために、前年中に支払った医療費がある場合には、下記(1)の金額が控除されます。また下記(2)のセルフメディケーション税制による医療費控除の特例との選択も可能です。

★(1)は医療費控除の明細書、(2)は明細書と健康の保持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。

- 【控除額】 (1) (支払った医療費－保険などで補填される金額)－(所得の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない金額) (最高200万円)
- (2) (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金などで補填される金額)－1万2千円(最高8万8千円)

寄附金税額控除について (裏面14)

特定の団体等へ寄附金を支出した場合。(ふるさと納税の特例控除上限は市県民税所得割の20%です)

★**寄附先および寄附額が分かる受領書等の書類が必要です。**

申告についてのお問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 市民税課 市民税係
電話 (0836) 34-8187, 8188

